

八尾市観光コンテンツ整備業務

委託事業者募集要項

1. 趣旨

八尾市では、豊かな自然、特産品、歴史・文化、産業、農産物、食、まつりなどの地域資源を、デジタル技術の映像や機器をとおして、「いつでも・どこでも」本市の魅力を仮想的に体験できるデジタル映像の開発を進め、本市ならではの魅力的なオンライン観光コンテンツの整備を行い、どこからでも本市の魅力に触れることができる取り組みを進める。

また、オンライン観光コンテンツを通じて本市に興味を持った国内外の人が、大阪・関西万博を契機として来阪した際に本市へ誘客を図るため、様々な地域資源を組み合わせた体験型観光プランも合わせて整備するにあたり、当該整備業務を事業者へ委託する。

なお、委託事業者の選定において、オンライン観光コンテンツや体験型観光プランの整備に実績があり、ノウハウが蓄積された事業者から提案を受け、本事業を委託するのに最もふさわしい事業者を総合的に評価するため、プロポーザル方式による提案審査を実施する。

2. 委託業務名

八尾市観光コンテンツ整備業務

3. 業務内容

本市の地域資源の魅力をデジタル技術を活用し情報発信するため、オンライン観光コンテンツとそれに連動した体験型観光プランの整備を行い、本市への誘客を促す取り組みを行う。

詳細については、別紙「八尾市観光コンテンツ整備業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとし、「仕様書」の「5. 業務の目的」を達成するための業務提案から実施までを行う。

4. 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日

5. 履行場所

八尾市内（本市が指定する場所）

6. 提案上限額

金 15,000,000円（消費税、地方消費税含む）

7. 提案参加資格要件

以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 他の自治体において令和3年度及び令和4年度に観光コンテンツ整備の実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当しない者であること。
- (3) 応募の受付期限日において、破産手続き、再生手続き又は更生手続き等が開始されていない者であること。
- (4) 公告の日から審査時までの間において、本市からの入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第98条の規定に該当する者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 大阪府内に本店又は支店等を有していること。
- (8) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、選考の対象から除外する。

- ・ 審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・ 応募資格を有していないと認められた場合
- ・ 提出期限を過ぎても提出書類が提出されない場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載又は記載内容に齟齬があった場合
- ・ この要項に違反又は逸脱した場合
- ・ プレゼンテーション審査に欠席した場合
- ・ 前各号に定めるものの他、信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

9. プロポーザル参加申請書等の提出

当業務に応募される事業者は参加申込書兼誓約書【様式1】、事業者概要書【様式2】、業務実績調書【様式3】、印鑑証明書（写し可）、納税証明書（写し可）、及び法人登記簿謄本（写し可）を各1部、下記（1）の期日までに八尾市電子申請システム（「八尾市観光コンテンツ整備業務」公募型プロポーザルの応募フォーム）（以下「応募フォーム」という）によりデータで提出すること。

なお、参加申込書兼誓約書【様式1】については、押印した原本を、下記（1）の期日までに下記（3）の提出先へ持参又は郵送により提出してください。郵送の場

合、到着確認ができる形式で提出してください。

(1) 提出期限 令和5年8月2日(水)午後5時まで(必着)

(2) 応募フォームによりデータで提出いただく書類

①参加申込書兼誓約書【様式1】(データ提出に加え、押印した原本については別途郵送等が必要)

②事業者概要書【様式2】

③業務実績調書【様式3】

④印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)

⑤法人税、消費税・地方消費税、市町村民税及び固定資産税についての直近の納税証明書

⑥法人登記簿謄本(発行後3か月以内のもの)

*ただし、令和5年度八尾市競争入札参加資格者名簿(物品、委託・役務等)に登録されている場合は上記④～⑥の提出書類を省略できます。

(3) 持参または郵送により提出する書類(参加申込書兼誓約書【様式1】)の提出先
〒581-0006

大阪府八尾市本町一丁目1番1号

八尾市 魅力創造部 観光・文化財課

TEL : 072-924-3717(直通)(受付時間 午前9時から午後5時まで)

*ただし、受付は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

10. 日程

No.	内 容	期 日
1	公募開始(参加申込書等及び企画提案書等の受付開始)	令和5年7月24日(月)
2	参加申込書等提出期限、質問受付期限	令和5年8月2日(水) 午後5時まで(必着)
3	参加資格審査の結果通知、質問への回答期限	令和5年8月10日(木)
4	企画提案書等提出期限	令和5年8月16日(水) 午後5時まで(必着)
5	プレゼンテーション審査通知	令和5年8月21日(月)
6	プレゼンテーション審査	令和5年8月24日(木)
7	審査結果通知	令和5年8月31日(木)
8	契約締結日・業務開始日	令和5年9月

※ 参加申込書等は、「12. 提出書類」のNo. 1～4を、企画提案書等は、No. 5及び6を指す。

※ 募集要項等については、本市ホームページからダウンロードすること。

※ 提出書類の持参の場合は、開庁日の9時から17時の間に観光・文化財課まで持

参すること。(但し、正午から12時45分までの間を除く)

11. 質疑の受付及び回答

(1) 受付期間

- ・ 令和5年7月24日(月)から8月2日(水)午後5時まで(期限厳守)

(2) 質問方法

- ・ 質問は、八尾市電子申請システム(「八尾市観光コンテンツ整備業務」公募型プロポーザルの質問フォーム)により行うこと。

(3) 提出期限

- ・ 令和5年8月2日(水)午後5時厳守

(4) 回答方法

- ・ 観光・文化財課のホームページにて質問と合わせて回答を掲載する。
- ・ 回答日は、令和5年8月10日(木)
- ・ 本市において意図を変えない範囲で内容を編集し、回答を行う場合がある。

(5) 留意事項

- ・ 電話、FAX及び口頭による本市職員への質問並びに個別のヒアリングは厳禁とする。
- ・ 質問が無い場合並びに見解を異にする場合は、本市の決定に基づくものとする。

12. 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

No.	提出書類名	提出部数	備考
1	【様式1】八尾市観光コンテンツ整備業務 プロポーザル参加申込書兼誓約書	1部	
2	【様式2】事業者概要書		
3	【様式3】業務実績調書		
4	① 印鑑証明書(発行後3か月以内のもの) ② 直近の納税証明書(国税、市税) ③ 法人登記簿謄本(発行後3か月以内のもの)	1部	※ただし、令和5年度八尾市物品の買入れ等に 係る競争入札参加資格 審査登録がある場合は ①～③の提出書類を省略 ※①～③は写しで可
5	【様式6】八尾市観光コンテンツ整備業務 に係る企画提案書	正本1部、 副本10部	副本は事業者名を記載 しないこと。
6	企画提案書概要	正本1部 副本2部	

(2) 受付期限

- ・ 「10. 日程」のとおり。

(3) 提出先

- ・ 八尾市魅力創造部 観光・文化財課

(4) 辞退

- ・ プロポーザル参加申込書兼誓約書の提出後に提案を辞退する場合は、速やかに「【様式5】 辞退届」を郵送または持参により提出すること。

13. 企画提案書の提出

- ・ 企画提案書は、「【様式6】 八尾市観光コンテンツ整備業務に係る企画提案書」を用いて作成すること。
- ・ 企画提案書概要は、A4サイズ両面印刷（縦・横は自由）で作成すること。
- ・ 公平・公正な審査に資するため、正本の表紙のみ提案者名を記載し、副本には提案者名や企業ロゴなど、参加者が特定・推測されるおそれのある表記は一切記載しないこと。

14. プレゼンテーションの実施・選定

(1) 実施日

- ・ 令和5年8月24日（木）

(2) 選定方法

- ・ 本市の庁内関係者で構成する選定委員会において提案内容の審査及び採点を行う。
- ・ 優先交渉権の選定の方法
 - ① 「八尾市観光コンテンツ整備業務評価基準」に基づき審査を実施し、総合評価点（全選定委員の審査項目全ての項目の合計点）が最高得点の者を優先交渉権者として選定する。
 - ② 総合評価点が高得点の者が2人以上ある場合は、提案点が高い者を、優先交渉権者としてし、提案点も同じ場合は、選定委員会の座長が決定する。
 - ③ 総合評価点の最高得点の者が契約を締結しない場合、第二位の者を優先交渉権者とする。
 - ④ 総合評価点が6割を超えない場合は失格とする。
 - ⑤ 応募者が1社であっても選考を実施するが、総合評価点が6割を超えない場合は選定しない。

(3) 実施時間・場所

- ・ プレゼンテーション実施通知に時間・場所等を記載し、「【様式1】 八尾市観光コンテンツ整備業務プロポーザル参加申込書兼誓約書」記載のメールアドレスへ送付する。

- ・ 送付日は、令和5年8月21日（月）とする。
- (3) 実施方法
- ・ 各事業者2名までの出席とし、1事業者30分以内とする。
（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）
- (4) 注意事項
- ・ 提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないこと。
 - ・ プレゼンテーション実施にあたり、スクリーン及びプロジェクター「EB-W05 EPSON」については本市にて用意するが、その他必要な機材（ポインター、パソコン等）については提案者にて準備すること。
- (5) 選考結果の通知
- ・ 審査結果については、令和5年8月31日（木）の期日までに、全ての提案事業者（辞退者を除く）に対し電子メールで通知する。また、観光・文化財課のホームページにて公表する。

15. その他

- ・ 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- ・ 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。
- ・ 審査内容、結果についての異議は認められない。
- ・ 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合は契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。
- ・ 応募書類は、八尾市情報公開条例（平成7年条例第9号）の規定により公開することがある。

16. 担当課

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市魅力創造部観光・文化財課 担当：西澤・吉村

TEL：072-924-3717 / FAX：072-924-3995

E-Mail：k-bunkazai@city.yao.osaka.jp